

＜条例の検討状況＞

【背景】

- ・太陽光発電施設の設置行為自体を規制する法令がない
- ・現在、男山で進められている太陽光発電施設建設の反対と男山の山林を太陽光発電の開発禁止区域とする条例の早期制定を求める請願が2団体より提出され全会一致で採択。

【目的】

太陽光発電設備の設置が自然環境、多面的機能を有する森林が石清水八幡宮の境内と一体となり歴史的風土を形成する男山等の景観及び生活環境等並びに災害の防止に及ぼす影響に鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【項目案】

○事業者の責務

○禁止区域

(1) 一般国道1号以北の市街化調整区域かつ宅地造成工事規制区域

○抑制区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域 (2) 砂防指定地 (3) 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

○事前協議

○特定事業の届出：事業計画に定める事項

(1) 事業者の氏名及び住所 (2) 特定事業の着工予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地、面積及び特定事業完了時における土地の形状

(4) 太陽光発電施設の位置、構造及び発電出力 (5) 太陽光発電施設の維持管理計画

○特定事業着工の届出

○特定事業完了の届出

○特定事業の廃止等

○保全義務

○報告の徴収

○立入調査等

○指導、助言、勧告及び命令

○公表

○附則（経過措置）

○土地所有者等の責務

○周辺住民等への事前周知

防災等の基準

他法令基準等

- ・宅地防災マニュアル

内容整合

改正FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）

- ・H28.5成立
- ・H29.4施行
- ・経済産業省所管
- ・事業計画認定

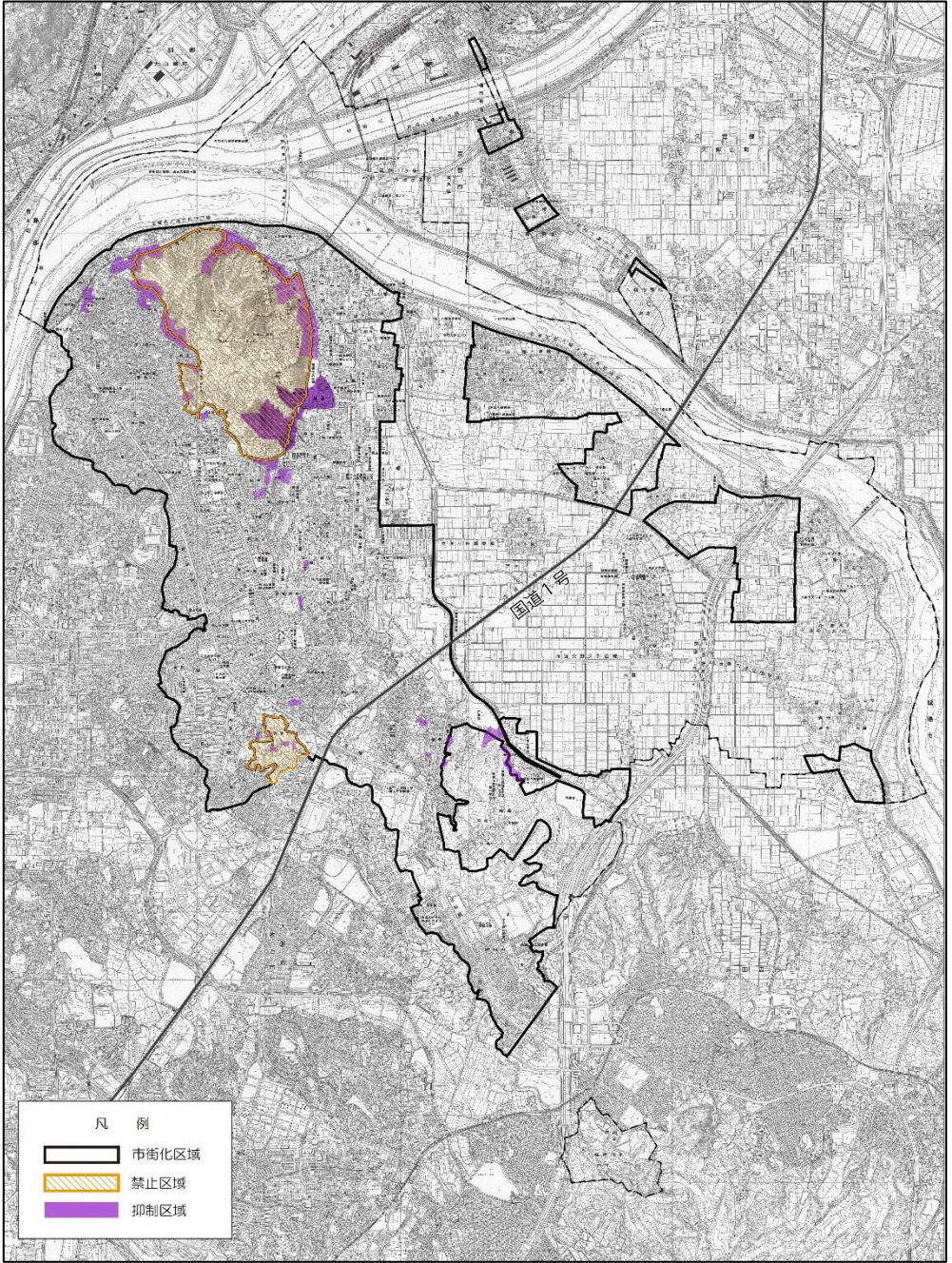
事業計画策定ガイドライン

- ・H29.3策定
- ・資源エネルギー庁所管
- ・条例等遵守
- ・設備の基準

法に基づく取組

- ・通報制度
- ・条例違反で認定取り消し

＜禁止区域・抑制区域の位置図＞



＜条例公布・施行までのスケジュール＞

	令和元年				令和2年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
条例素案の作成	→							
パブリックコメントの実施		→						
都市環境常任委員会審議				→				
条例の公布					周知期間			
条例の施行						○以降条例運用		

（注意）・本資料記載内容は令和元年10月時点の検討内容です。今後の調整や手続きにより変更等を行う可能性があります。
・本条例施行日より前に事業に着手したものについては本条例の規制内容を適用することはできません。